

一般財団法人群馬県社会保険協会会費規程

第1条 定款第38条の会費は、別表の区分によるものとする。

第2条 被保険者数は、毎年1月末日現在によるものとする。

第3条 会費は、毎年6月に納付案内を発送し、7月末日までに負担するものとする。

第4条 年度の途中で会員になった者は、上半期・下半期の区分により会費を負担するものとする。

第5条 本規定の変更は、評議員会において出席議員の3分の2以上の議決を要する。

附 則

本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記日から適用する。

附 則 (平成29年3月16日改正)

会費の納付案内の発送を4月から6月に変更したことに伴い、第3条の会費の負担期限を「5月末日」から「7月末日」に改める。

別 表

一般財団法人群馬県社会保険協会会費負担表

被 保 険 者 数	年 額
1名以上 ～ 4名以下	2,500円
5名以上 ～ 19名以下	4,000円
20名以上 ～ 49名以下	6,000円
50名以上 ～ 99名以下	8,500円
100名以上 ～ 299名以下	12,000円
300名以上 ～ 499名以下	15,000円
500名以上 ～ 699名以下	20,000円
700名以上 ～ 999名以下	25,000円
1,000名以上 ～ 1,999名以下	35,000円
2,000名以上 ～ 2,999名以下	40,000円
3,000名以上	50,000円